

山形県東南村山・北村山・置賜地区 福祉有償運送セダン型車両特区

都道府県名：

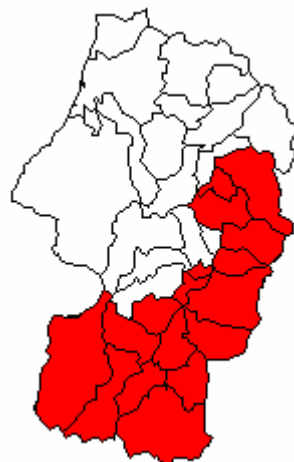
山形県

申請主体名：

山形県

区域の範囲：

山形市、米沢市、上山市、長井市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市並びに山形県東村山郡山辺町及び中山町、北村山郡大石田町、東置賜郡高畠町及び川西町並びに西置賜郡小国町、白鷹町及び飯豊町の全域



特区の概要：

山間部が多く公共交通機関もあまり整備されておらず、移動手段は自家用車によるところが多いことから、移動制約者の移動は家族等への依存度が高い状況にある。その一方で共働き世帯の割合が全国1位であるなど、移送の家族等への依存は限界となっている。このため、要介護者、要支援者、障害者等の移動制約者に対して、社会福祉協議会やNPO法人等が、福祉車両だけでなくセダン型車両も用いて、福祉有償運送サービスを実施し、移動制約者が保健・福祉サービスを「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるようにすることにより、健康で生きがいを持ち安心して生活できる地域社会の実現を図る。

適用される規制
の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

